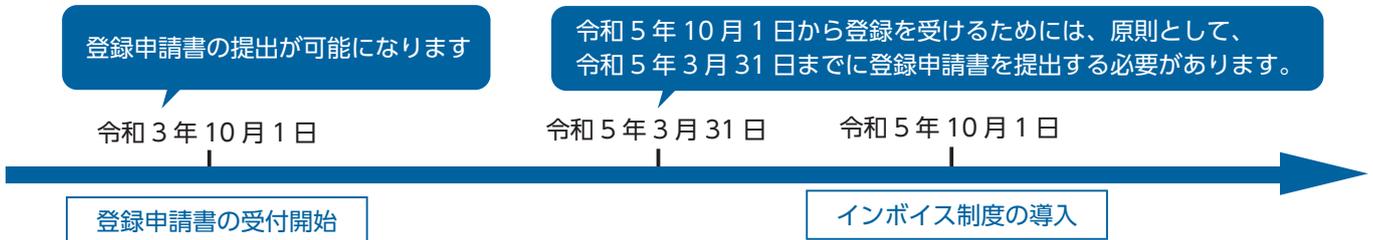


消費税インボイス制度

令和3年10月1日から登録申請書の受付を開始します

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。税務署長から登録を受けた適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

■制度導入までのスケジュール



インボイスとは？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」「適用税率」および「消費税額など」の記載が追加されたものです。

●現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

〈区分記載請求書（現行）〉～令和5年9月

【記載事項】

- ①請求書発行事業者の氏名または名称
- ②取引年月日
- ③取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分	
■月△日	割りばし 550円
■月△日	牛肉※ 5,400円
	合計 43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象	

〈インボイス〉令和5年10月～

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ①登録番号（課税事業者のみ登録可）
- ②適用税率
- ③税率ごとに区分した消費税額など

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T 1234…)
●年■月分	
■月△日	割りばし 550円
■月△日	牛肉※ 5,400円
	合計 43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

インボイス制度とは？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
 - 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存などが必要になります。
- （※）買手は、自らが作成した仕入れ明細書などのうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認をうけたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



▲インボイス制度特設サイトはこちらから

【問合せ先】消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター ☎ 0120-205-553（無料）